

女性の活躍推進のための取り組み「ポジティブ・アクション」を進めましょう！！

ポジティブ・アクションとは、例えば男女を均等に人材育成、人事考課などを行っていても「営業職にほとんど女性がいない」、「管理職にほとんど女性がいない」といった固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から生じている男女労働者間の格差を解消する目的で、個々の企業が進める自主的かつ積極的な取り組みのことです。

■ポジティブ・アクションの具体的な取り組みには、次の2つがあります。

①女性のみを対象とする、または女性を有利に取り扱う取り組み例（※）

- 応募の対象を女性のみとする
- 女性を優先して採用の対象とする
- 昇進・昇格の試験の対象を女性のみとする

②男女両方を対象とする取り組み例

- 女性を受け入れた経験が少ない管理職に対する研修を行う
- 人事考課基準、昇進・昇格基準などを明確に定める
- 出産や育児による休業がハンディとならないよう制度を見直す

※ 男女雇用機会均等法では、労働者に対し性別を理由として差別的取り扱いをすることを禁止しています。しかし、法第8条において、雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として行う、女性のみを対象とする取り組みや女性を有利に取り扱う取り組みは法に違反しない旨を定めています。

なお、当該取組は一定の雇用管理区分における職務、役職において女性労働者の割合が4割を下回っている場合のみ対象となります。

問い合わせ先：富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076-432-2740